

設計図書

(起工)

業務番号 8壱勝第44号

業務名 壱岐西部開発総合センター消防設備点検業務

履行場所 壱岐市勝本町西戸触

長崎県壱岐市

壱岐西部開発総合センター消防設備点検業務仕様書

本委託業務は、壱岐西部開発総合センターの消防設備について、消防法第17条の3の3の規定による点検に関する業務を委託するものとする。

1. 業 務 名 壱岐西部開発総合センター消防設備点検業務
2. 業務の対象物件 壱岐西部開発総合センター（勝本町西戸触182-5）
3. 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日

4. 業務内容

(1) 点検の内容及び時期は次のとおりとする。

【点検資格】

点検は、消防設備士、防火対象物点検資格者等の有資格者が実施すること。

※壱岐市消防本部へ消防用設備業の届け出が必要になる。

【点検の時期】

- ① 総合点検（外観、機能点検を含む） 令和8年9月頃
- ② 外観点検及び機能点検 令和9年3月頃

【点検内容】

消防法等の関係法令に基づき点検・報告をすること。また、法令改正等があった場合、それに準じて点検・報告をすること。

(2) 点検が完了したとき、下記の報告書を提出すること。

- ① 消防用設備等点検結果報告書 3部
- ② 各点検表 3部
- ③ 点検写真（作業中・不具合箇所等） 1部

※報告書・点検表は消防署1部・発注者1部・受注者1部を保管する

(3) 消防用設備等に故障があるとき、その他設備が正常に作動していないことを発見したとき、又は発注者によって依頼があったときは、直ちにその原因を調査し、その結果を報告すること。

5. その他

(1) 点検に際しては、施設の業務に支障のないよう留意すること。

(2) 点検の際に判明した故障等については、見積書を下記までに提出すること

- ① 総合点検における故障等の見積提出期限 令和8年10月末
- ② 外観点検及び機能点検における故障等の見積提出期限 令和9年3月末

総括表

業務名：彦岐西部開発総合センター消防設備点検業務

業務番号：8 志勝第 4 4 号

名称	規格	単位	数量	単価	金額	備考
A.総合点検		式	1			別紙明細
B.外観点検及び機能点検		式	1			別紙明細
C.諸経費		式	1			
小計						
消費税		%	10			
合計						

内 訳 書 (A 総 合 点 検)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
A.総合点検 (①～⑪は、基本料及び報告書作成料を含む)						
①消火器点検		式	1			
②自動火災報知設備		式	1			
③屋内消火栓設備		式	1			
④排煙設備		式	1			
⑤泡消火器設備		式	1			
⑥非常電源 (自家発電設備)		式	1			
⑦非常電源 (蓄電池設備)		式	1			
⑧誘導灯及び誘導標識		式	1			
⑨防排煙制御設備		式	1			
⑩非常警報器具及び設備		式	1			
⑪配線設備		式	1			※①～⑩設備にかかるもの全 て
計						

内 訊 書 (B 外観点検及び機能点検)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
B.外観点検及び機能点検 (①～⑩は、基本料及び報告書作成料を含む)						
①消火器点検		式	1			
②自動火災報知設備		式	1			
③屋内消火栓設備		式	1			
④排煙設備		式	1			
⑤泡消火器設備		式	1			
⑥非常電源 (自家発電設備)		式	1			
⑦非常電源 (蓄電池設備)		式	1			
⑧誘導灯及び誘導標識		式	1			
⑨防排煙制御設備		式	1			
⑩非常警報器具及び設備		式	1			
計						